

行政常任委員会報告

平成 26 年 6 月 2 日
午後 1 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- (1) 火災の発生について
- (2) 行方不明者の捜索について
- (3) 消防団の人事異動について
- (4) 財産の取得について
- (5) 夕張市火災予防条例の一部改正について
- (6) その他

2 教育委員会

- (1) 夕張市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートについて
(中学生の保護者対象)
- (2) 平成 25 年度社会教育施設の利用実績について
- (3) 夕張市スポーツ施設に係るネーミングライツについて
- (4) その他

3 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険 平成 26 年度保険料率について
- (2) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (3) 平成 26 年度特定健診・保健事業の実施について
- (4) 汚泥再生処理センターの設置整備について
- (5) その他

4 まちづくり企画室

- (1) 平成 25 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」について
- (2) 市有地（南清水沢 3 丁目）の活用提案募集について
- (3) 夕張市土地開発公社の解散について
- (4) その他

5 建設課

- (1) 市道路線の変更等について
- (2) 工事請負契約について
- (3) 財産の取得について
- (4) その他

6 保健福祉課

- (1) 「夕張市子ども・子育て支援事業計画」策定に係るアンケート調査の報告について（未就学児童・小学生の保護者対象）
- (2) 「夕張市児童遊園及び緑地等設置条例」の一部改正について
- (3) その他

7 財務課

- (1) 財政再生計画6月変更について
- (2) 6月補正予算について
- (3) 「国、北海道及び夕張市の三者協議」について
- (4) 平成25年度全会計決算見込みについて
- (5) 夕張市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (6) その他

8 総務課

- (1) 「高校生夕張キャンプ2014」について
- (2) その他

◎出席委員（8名）

大	山	修	二	君
島	田	達	彦	君
小	林	尚	文	君
高	間	澄	子	君
熊	谷	桂	子	君
藤	倉		肇	君
厚	谷		司	君
角	田	浩	晃	君

◎欠席委員（0名）

(大山委員長)

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名、全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育委員会、市民課、まちづくり企画室、建設課、保健福祉課、財務課、総務課の順に報告

を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

【消防本部】

1. 火災の発生について
2. 行方不明者の捜索について
3. 消防団の人事異動について
4. 財産の取得について
5. 夕張市火災予防条例の一部改正について
6. その他

(石黒消防次長)

消防本部から 5 件、報告いたします。

まず初めに、火災の発生について、資料 1 をごらんください。

滝ノ上 10 番地 2 で発生した建物火災について、覚知時刻は平成 26 年 5 月 15 日木曜日、14 時 14 分で、出火時刻は同日 14 時 0 分ごろと推定いたします。

覚知方法は、火災報知専用電話です。出火場所は、夕張市滝ノ上 10 番地 2 です。

鎮圧時刻は、平成 26 年 5 月 15 日木曜日 15 時 10 分で、鎮火時刻は同日 16 時 05 分です。

出動状況は、消防ポンプ自動車 6 台が出動し、そのうち 5 台が放水しています。焼損状況は、木造モルタル平屋建て寺院 1 棟が全焼し、建物裏の草地のり面 260 平方メートルが焼損したものです。

出火原因と損害見積もり額につきましては、現在調査中です。

気象状況は表記のとおりです。

なお、この火災におきまして、火災現場付近で作業していた伊藤組土建株式会社従業員 3 名と外 7 名によりまして出火建物裏側斜面草地が延焼中のところを作業で使用していた散水車を火災現場直近に移動し、放水し、裏山への延焼を阻止してくださいました。

この功績に対しまして、本日、消防長から感謝状を贈呈する予定となっております。

この件について、報告は以上です。

続きまして、行方不明者の捜索について報告いたします。資料 2 をごらん

ください。

報告の前に、資料 2 に訂正箇所があります。裏面をごらんください。

9 概況となっておりますが、気象状況の誤りです。訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、清水沢清陵町で発生した行方不明者捜索について。発生日時は、平成 26 年 5 月 21 日、水曜日、18 時 50 分ごろと推定いたします。

覚知時刻と覚知方法は、平成 26 年 5 月 21 日水曜日、20 時 44 分に夕張警察署から加入電話により覚知しています。

発生場所は、清水沢清陵町山林付近です。行方不意者は 76 歳男性です。

出動人員は、夕張市消防職員 12 人、夕張警察署員 12 人、警察犬訓練士 3 人、防災ヘリ隊員 6 人、道警ヘリ隊員 6 人、合計 39 人です。

発見日時と場所は、平成 26 年 5 月 22 日木曜日、8 時 21 分に夕張市清水沢清湖町国有林 2201 林班で発見されました。

概況につきましては、21 日、20 時 44 分に夕張警察署から行方不明者発生の通報があり、警察と消防で協議の結果、翌朝 5 時 30 分から捜索することとなりました。

翌 22 日、警察と消防は 5 時 30 分に現地集合し、捜索について打ち合わせを行い、5 時 40 分から捜索を開始しました。

警察、消防ともに 3 班編制とし、各 2 班は清陵町側から静湖町方向へ山の捜索を行い、残りの各 1 班は河川下流域の捜索を行いました。

道警ヘリは 6 時 48 分に、防災ヘリは 7 時 55 分に現場上空に到着し、それぞれ空からの捜索を行いました。

8 時 19 分に山側を捜索していた消防隊が静湖町側に見える池の方向に人らしきものを発見し、8 時 21 分に行方不明者と思われる男性と接触しましたが、観察の結果、呼吸、脈ともになく、心肺停止状態で全身に硬直が見られました。

8 時 41 分に防災航空隊により傷病者引き上げが開始され、8 時 46 分、防災ヘリに収容、8 時 47 分、夕張小学校グラウンドに着陸、現場に待機していた救急車に傷病者を収容し、南清水沢診療所へ搬送しました。

9 時 01 分、当診療所立花医師により死亡確認がされ、その後、家族により行方不明者本人であることが確認されました。

気象状況は表記のとおりです。

この件についての報告は以上です。

続きまして、消防団の人事異動について報告いたします。資料 3 をごらんください。

消防団の人事異動について。

平成 26 年 4 月 30 日付で若鹿分団藤本輝雄部長が退団されました。これに伴う昇任人事として、栃木一憲班長が部長に昇任されました。

この件についての報告は以上です。

続きまして、財産の取得について報告いたします。資料 4 をごらんください。

財産の取得について。

取得しようとしている財産は、消防ポンプ自動車 C D - 1 型、1 台です。

予定価格、2,203 万 7,940 円に対しまして、仮契約額は 2,192 万 4,000 円です。

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号及び夕張市財産条例第 2 条の規定に基づき、消防ポンプ自動車 C D - 1 型を取得するため、議会の議決を得ようとするものであります。

この件についての報告は以上です。

続きまして、夕張市火災予防条例の一部改正について報告いたします。資料 5 をごらんください。

この条例の一部改正は、平成 25 年 8 月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会火災の教訓を踏まえて行うものであります。

この改正は、第 19 条第 1 項に第 9 号の 2 を新設して、祭礼、縁日、花火大会など多数のものの集合する催しに対して、液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具を使用する場合に、消化器を準備した上で使用させようとするものです。

また、第 51 条に第 9 号を新設して、祭礼、縁日、花火大会など、多数のものの集合する催しに際して行う露店等を開設するときは消防長に届け出をさせようとするものです。

消防本部からの報告は以上です。

(大山委員長)

その他ございませんか。

(石黒消防次長)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(高間委員)

資料の 1 なのですけれども、滝ノ上で火災があったということなのですが、これは全焼に至る経緯というのはどういうことだったのでしょうか。

(消防長)

全焼に至る経緯と言われてどのようなことが考えられるかという部分に対して非常に難しいのですが、当日は非常に風が強かったということと、本署 1 号車が 若鹿分団の車両点検に出向いていたと、火災覚知した時点で から現場に向かいました。その間、大型水槽車が にあるので、その大型水槽車とポンプ車を先行させて、少し 1 号車がおくれて行った形というふうな部分もあります。

ただ、それが一概に初期消火のおくれにつながったかということ、滝ノ上の皆さんもいらっしゃいますし、きちんとした消火活動はあったのかなというふうには思っております。

(高間委員)

何かちょっとわかるようでわからないところもあるのですけれども、私がその現場に行っていたわけではないのですけれども、たくさんの方が見ていられたということで、水が十分ではなかったのではないかという話をちょっと耳にしております。

そういうことで、今回だけでなく何年か前にも沼の沢の方面でも消火栓から水が十分出なかったという話も聞いております。

そういうことで、これ点検するといっても水が十分、そこから消火栓から出るのか出ないのかという、そういう点検するのにはどういうふうにしたらいいいのかということ、大変、難しいことだとは思いますが、やってみなければわからない、火事が起きてみなければ起きないでは済まされないのかなというふうに思うのです。

それで、今後の対応というか、そこら辺は今、考えていらっしゃるのかどうか。

(消防長)

全市の消火栓の開閉調査というものをやっております。その時点で、 切れとか、水が出ない、 そういうのを全部このたび調査をして、その対応をいたしております。

今回の滝ノ上の件では、ご存じのように消火栓は 1 本の本管でつながっておりますので、そう何本も使っても同じ管から使っているものですから、どこのホースから出るとか、 消火栓出ないよとか、そういう状況もあるわけです。

それで、今回は水槽を使って各分団についてもらって放水をしながら中継送水をして消火対応に当たったということで、消火栓の使用状況についてはことし全市点検済みということでもあります。

これも今回、5 年前に 1 回やっていたので、5 年ごとにやっていて今回、実

施したところであります。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(島田委員)

5番目の火災予防条例の改正なのですが、これは露店に関して消化器を準備していなかった場合は露店を開けないような指導をするという、準備をしない限り開かせないという指導をするということによろしいでしょうか。

(消防次長)

条例のほうでそのように規定しているので、そういう指導をいたします。

(島田委員)

祭典などは主催者がいて、露店の開設の報告、これはイベントの主催者のほうでまとめるのか、出店する店があらかじめ消防署に届けるのか、その辺いかがでしょうか。

(消防次長)

個人が届け出ても構わないですし、代表者がまとめて出しても構わないです。

(島田委員)

それは前日までとか、当日でもいいとか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

(大山委員長)

答弁調整のため、休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時46分 再開

(大山委員長)

それでは、再開いたします。

(消防次長)

今、総務課長が申したとおりです。

(大山委員長)

今の総務課長の話というのはないです。改めて。

(消防次長)

この運用につきましては、別途、協議いたしましてご報告いたします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 夕張市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート（中学生のいる世帯）について
2. 平成 25 年度社会教育施設の利用実績について
3. 夕張市スポーツ施設（ゆうばり文化スポーツセンター及び夕張市平和運動公園）に係るネーミングライツについて
4. その他

（大山委員長）

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

（教育長）

記載の報告事項につきまして、教育課長よりご報告申し上げます。

（教育課長）

それでは私のほうから報告をさせていただきます。

1 点目、夕張市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート（中学生のいる世帯）について取りまとめをしましたので、報告をさせていただきます。

未就学児及び小学生のいる世帯につきましては、後ほど保健福祉課から報告があると思いますが、訂正について保健福祉課が作成したものと同様に作成をしたところであります。

1 ページ、資料 1 をごらんください。

調査概要であります。調査対象については平成 25 年 10 月 1 日時点での夕張市住民基本台帳に登録されている中学生が属する世帯としております。

標本数は、中学生が属する世帯 141 世帯を対象とし、学校を通じての調査表の配付と回収を行ったところであります。

回収世帯につきましては、標本数 141 に対して 61 有効回収数なり、回収率につきましては 43.3%でありました。

2 ページから 3 ページにつきましては、調査結果の概要であります。大項目として、お子さんご家族の状況についてを含め、五つの報告についてまとめておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

また、5 ページから 19 ページにつきましては、各項目の詳細について調査結果について棒グラフ、表によってまとめたものとなっております。

なお、このアンケート結果につきましては、今後、策定する子ども・子育て支援事業計画に反映をさせていくことで保健福祉課と協力し合いながら進めていきたいと考えております。

続きまして 2 点目、21 ページ、資料 2 をごらんください。

平成 25 年度社会教育施設の利用実績についてであります。

まず、市直営の社会教育施設についてご報告をいたします。

平成 25 年度の利用人員、使用料収入、図書の貸し出し冊数については記載のとおりでございますので、前年度から増減について説明をさせていただきます。

文化スポーツセンターですけれども、前年度から利用人員で 1,062 人となります。使用料で 11 万 7,680 円のマイナスとなっております。減少した要因につきましては、大会や合宿の減少、それから少年団の人数の減少によるものということであります。

続きまして、ゆうばりテニスコートでございますが、利用人員で 264 人プラス、使用料で 4 万 2,750 円のプラスとなり、利用人員、使用料とも大きくなっておりますが、これについては合宿の利用がふえたということであります。

平和運動公園は、利用人員でプラス 514 人、しかし使用料では 22 万 7,780 円のマイナスとなったところであります。使用料が大きく減った原因につきましては、平成 24 年度についてはプロ野球イースタンリーグの試合が開催され、その収入が多かったというところではありますが、平成 25 年度についてはこの部分がなかったというところであります。

続きまして、清水沢プールについては、利用人員がプラスの 668 人、使用料が 2 万 7,090 円のプラスということになりまして、利用人員と使用料の増加については平成 24 年度には実施していなかった水泳教室、これが平成 25 年度に開催された によるものであります。

利用人員に対して使用料の動きは水泳教室の指導者である大人の利用が多かったためということになっております。

図書コーナーにつきましては、利用人員でマイナス 98 人、貸し出し冊数で 204 のマイナスと、ほぼ横ばい状況という状態であります。

清水沢公民館は利用人員でマイナス 200 人、使用料で 5 万 5,300 円のマイナスと、それから清水沢地区公民館の図書コーナーにつきましても利用人員でマイナス 34 人、貸し出し冊数で 211 冊のマイナスということであります。

これらの減少につきましては、人口の減少が利用の減少につながっているものと考えるところであります。

平成 25 年度直営による社会教育施設の利用人員合計は 4 万 5,933 人、前年度比 51 人の増となっております。

続きまして、22 ページをごらんください。

指定管理者と の利用実績になります。

各施設名のすぐ下の括弧書きが指定管理者の名称ということになっており

ます。

まず、市民健康会館については、人員が前年度から 615 人と収入が 12 万 5,300 円の増となっております。ミニバレーやフットサルの団体が各 1 ふえたことなどが要因ということであります。

次に、南部体育館につきましては、人員で 667 名の減、収入で 17 万 900 円の減となっております。南部体育館につきましては、前年度まで利用していたスポーツ団体が冬期間の事故や施設までの移動距離のことから、市民健康体育館の利用に切りかえるなど利用が激減したところであります。

平成 25 年度につきましては、冬期間ラジコンで遊びに来る方々以外に利用者はない状況ということになっております。

次に、市営球場及び緑が丘球場についてですが、使用で 233 人で収入で 4 万円の減となっております。大会での利用が減ったことによるものと考えております。

続いて、紅葉山パークゴルフ場であります。人員で 434 人の減、収入が 9 万 2,200 円の減となっております。人口減によるものと、コースにもなれた方々が多く、大会前の練習で利用する人が減ったことが原因と考えられます。

次に、昨年度の 6 月から社会教育施設となった石炭博物館につきましては、人員で 5,848 人の増、収入で 567 万 6,143 円の増となっております。増となった要因であります。海外からのお客様がふえたことによるものということであります。

次に、ユウパリコザクラの会で無償で管理いただいている夕張岳ヒュッテについてであります。こちらは人員で 104 名の減、収入 14 万 7,000 円の減と大幅に減っております。その大きな要因については、登山口の手前 7 キロ付近で林道の崖崩れがありまして、復旧にめどが立っていない状況で、車両の通行を禁止し、ゲートが新たに設置されたことに伴い登山者が減少したものと考えております。

平成 25 年度指定管理者制度等による社会福祉施設の利用人員合計は 3 万 5,626 人、前年度比 5,025 人の増となっております。

続きまして、3 点目、夕張市スポーツ施設、夕張文化スポーツセンター及び夕張平和運動公園に係るネーミングライツについてであります。

夕張市スポーツ施設に係るネーミングライツについてであります。23 ページ、資料 3 をごらんください。施設利用者のサービスの維持向上とスポーツを愛する人々が快適にスポーツライフを楽しめるよう、施設の維持管理のため、新たな財源確保にネーミングライツによるスポンサーの講習を市独自で平成 22 年 9 月から 10 月末まで行うところですが、応募者がなかったことから、ネーミングライツ販売代理店業務を行う株式会社 と委託

契約を行い、スポンサー探しをしていたところでありますが、代理店である株式会社　　の　　事業部がことしの3月31日をもって廃止となったことを受け、締結中の契約が無効となったことから、市独自での事業展開が必要であり、今回、スポンサーとなる企業が応募しやすくなるように予定価格を変更することとし、再度、スポンサーの公募を行うこととしたものであります。

24 ページの 5、契約条件等の (1) 予定契約金額とありますが、公社の価格は平成 22 年度当時、各施設の赤字額の約 2 分の 1 として設定したものであり、文化スポーツセンターについては 320 万円、それから平和運動公園については 240 万円でありました。

このたび、この価格について企業等のニーズに基づき協議した結果、従来の価格の 3 分 2 程度が妥当であるということで、文化スポーツセンターについては 220 万円、平和運動公園については 160 万円に変更して再公募することとしたものであります。

ここで、契約期間であります、契約の有効期限は原則として 3 年といたしますと、こういう文が抜け落ちてしましまして申しわけございません、追加修正させていただきます。失礼をいたしました。契約の有効期限は、原則として 3 年間という文言が抜けております。追加をさせていただきたいと思っております。

次に、4 の募集期間であります、6 月 2 日の月曜日から本日から 20 日の金曜日とし、市のホームページに掲載することとしております。なお、この間に応募がなかった場合については、また随時、受け付けをすることとしております。

その他の部分については、前回とほぼ同様の内容となっておりますので、ごらんをいただければと思います。

次、4 番のその他ですが、3 点、口頭で報告をさせていただきます。

まず 1 点目であります、5 月 28 日、夕張小学校において 1 年 1 組の児童 18 名のうち 5 名が風邪の症状で欠席をし、うち 2 名が感冒による発熱と診断をされました。学校医と協議の結果、夕張市市立学校管理規則第 36 条第 1 項の規定に基づき、5 月 29 日木曜日から 6 月 1 日の日曜日の 4 日間、1 年 1 組を学級閉鎖といたしました。

小学校の学級閉鎖を受け、幼稚園、中学校に対し改めて予防の徹底について指導をしているところであります。

続きまして 2 点目です。夕張市紅葉山パークゴルフ場についてであります、5 月 13 日に紅葉山パークゴルフ場を守る市民の会を指定管理者として指定し、同日、上程書を取り交わしたところであります。

5月15日を市、当日は安全祈願が行われ教育長も出席をしたところであり
ます。なお、オープンから5月31日までの利用者数は約200名ということに
なっております。

続きまして3点目であります。旧美術館の収蔵品についてであります。大
型の巧もうサイズの絵画8点、これを5月28日から文化スポーツセンターの
廊下の壁面、幼児室、トレーニング室の向かいのところになりますが、ここ
に展示をしたところであります。

これまでも市役所庁舎2階のふるさとギャラリーあずましいや、夕張中学
校の玄関ホールなどを利用して展示を行ってきましたが、大型の作品を展示
することが難しいため、文化スポーツセンターにおいて展示を行うとしたと
ころであります。

その他については以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(厚谷委員)

後ほど保健福祉課のほうでも確認をさせていただく予定でいるのですが、
子ども・子育て支援事業計画のアンケートの関係でございます。

まだこれから恐らくいろいろ多面的に分析がされていくものと思いますが、
ひとまずこの回収結果、43.3%ということになっておりますが、これに対す
る市教委さんとしての感想、あるいは評価というものがあればお聞かせいた
だきたいと思います。

(教育長)

本当に年度末の限られた期間の中でやったということもあろうかと思いま
すけれども、そういった意味では50%を超えなかったということでは時期の
問題も含めて、多少、少なかったと、そういうふうに捉えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

それでは、ほかに。

(角田委員)

指摘しようとしたことは同じようなことなのです。43%ということの中で、
学校を通じて子どもに持たせて親に書いてもらって持ってこいということだ
ったと思うのです。

その中で、ここに回答してくれた方々については親子のことも含め、学校
と親子の関係も含め、比較的良好なのか、そういう付き合いというか、コミ

コミュニケーションが図られているのだろうなというふうに想像するのですが、半分以上の方々については無回答だったということに関してはやはり対策が必要ではないのかなと。

これ、100%は難しいまでも、やはり大方の方々については学校と保護者、そして生徒という関係からすれば、自主的にどうぞというレベルではなくて、もっと本腰を入れなければならない、生の声を集めるということも含めていうと、福祉課との共同事業であるということも含めていうと、やはり今後にこれだけの回答率であったということを踏まえた中での対策も必要ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

(教育長)

委員ご指摘のとおり、結果として50%を割ったということで、今後、学校でもこれ以外で保護者に対してアンケートをとる機会があるのですが、正直なところを言ってこの50%の前後あたり推移しているということは事実でありますので、十分、福祉課のほうとも相談し切れていたかという点、そういった点ではちょっと話し合おうかなというように思っているところであります。

ただ、学校のほうにこの期間終わって1週間ほどは催促しているといいですか、期間過ぎているけれども出していただけないかということもあわせてやっていただいたのですけれども、何分にも後ろのほうに年度末のぎりぎりのところということで、結果としてこのような数字になったというふうに私のほうは理解しております。

(大山委員長)

ほかに何かございますでしょうか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【市民課】

1. 夕張市国民健康保険 平成26年度保険料の料率について
2. 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
3. 平成26年度特定健診等・保健事業の実施について
4. 汚泥再生処理センターの施設整備について
5. その他

(大山委員長)

それでは、次に市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

市民課からは報告事項 4 点ございます。

まず、報告事項の 1 点目、夕張市国民健康保険平成 26 年度保険料の料率についてであります、資料 1 をお開きください。

保険料率のデータに平成 25 年度の国民健康保険事業会計の決算見込みについて、若干説明いたしますと、支出においては被保険者数の数が前年と比較し 6%ほど減少したのにもかかわらず、保険給付の支払い総額が前年度と比較し若干アップしたことにより、歳出総額では前年度よりも 500 万円程度の増となりました。

しかしながら、収入において国庫支出金における退職者医療制度廃止による特例措置の該当など、前年度と比較し歳入相対で約 8,600 万円の増加となったことから、歳入から歳出を差し引いた決算では約 8,100 万円の黒字となる見込みであります。

以上、平成 25 年度の収支を踏まえた上で、平成 26 年度の保険料率賦課限度額を検討した結果、今年度については資料 1 に示すとおり均等割、平等輪割りの額及び所得割の率については平成 25 年度と同率同額といたしました。

これは、平成 25 年度の黒字要因が医療給付費の減少によるものではないこと、また 23 年度、24 年度の国保会計決算が単年度収支がいずれも赤字となっていたものを前年度繰越金や基金繰入金によって収支をあわせてきたものであることなどを考慮したものであります。

なお、保険料のうち、後期高齢者支援金分と介護納付金の分の賦課限度額についてのみ国の制度改正に伴ってそれぞれ 14 万円を 16 万円に、12 万円を 14 万円に改訂しております。

当該内容を 5 月 23 日に開催された夕張市国民健康保険運営協議会に諮ったところ、協議会から同意の旨答申を受けたところであり、これをもって平成 26 年度夕張市国民健康保険の保険料について決定したところでございます。

次に、報告事項 2 番目、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてありますが、資料 2 の 1 をお開きください。

今回の国保条例一部改正については、国の制度改正に伴い対応する条文野改正を行うものであります。

改正内容の 1 点目としては、先ほど報告事項の 1 で説明したとおり、保険料賦課限度額の改定であり、保険料の賦課限度額を後期高齢者支援金分と介護納付金分においてそれぞれ 2 万円ずつ引き上げるものであります。

改正内容の 2 点目として、これまであった低所得世帯での保険料軽減措置

について、その対象を拡大するものであり、具体的にはこれまでも世帯の所得が一定基準以下の場合、被保険者 1 人当たりにかかる均等割、1 世帯当たりにかかる平等割額がその基準に応じて 7 割、5 割、2 割軽減されております。

このうち、5 割軽減の判定に用いる所得基準の算定において、これまで世帯主を除く被保険者数としていた部分を世帯主を除く部分を撤廃した上で算出するものとし、2 割軽減の判定に用いる所得基準については、算定に用いる定数の 35 万円を 45 万円に引き上げるものであります。

次ページの資料 2 の 2 については、説明した改正内容を条文に落とし込み、新旧対照表としたものでございますので参照ください。

当該内容につきましては、平成 26 年度に賦課する保険料から適用されるものであります。

次に、報告事項 3 番目、平成 26 年度特定健診等及び保健事業の実施についてでございますが、資料 3 をお開きください。

まず、夕張市国保における特定健康診査及び後期高齢者医療制度における健康診査の実施についてであります。今年度における集団健診は資料に示すと通りの日程にて実施する予定であります。

会場の設定については、昨年同様、市内 8 カ所としますが、今年度は 1 日のうちに同じ時間帯で並行して 2 会場の健診を行う日を三日間設けておりますので、土日に開催する会場は昨年同様 4 カ所としているほか、9 月 23 日、祝日の開催も予定しております。

また、個別健診については、市内 2 医療機関において来年 3 月 31 日までの随時の申し込みにより受診が可能となっております。

受診率向上対策として、昨年により看護師の有資格者による受診勧奨のための個別訪問を実施しており、ある程度、新規の受診者開拓ができたところでございますが、かつて受診された方が受診されないケースもあり、昨年度の特定健診全体の受診率としては 20%に届かなかった状況にございます。

本年度においても引き続き受診勧奨を継続して進めるとともに、広報等の啓発活動、健康ポイントカード発行による健康づくりの動機づけなどとして受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

また、保健事業については、高齢者の体に無理のない形で行う筋力トレーニングである夕張貯筋体操の普及に向け、平成 23 年度より市民課と保健福祉課が相互協力する形で事業を行ってまいりましたが、市民が主体としては資料のとおり本年 7 月に広く一般市民を対象とした普及講座を開催するほか、別に指導者を養成する講座や個別に地域に入る普及講座も継続して実施し、加えて昨年度作成した貯筋体操の普及用 DVD を活用した活動も行っている考えでございます。

また、あわせて若年者対策としては、幼児健診での栄養相談を保健係と共同で行う判断であります。

最後に報告事項の４点目として、汚泥再生処理センターの整備について説明いたします。資料４をお開きください。

老朽化が著しい現し尿処理場の改築事業である汚泥再生処理センターの施設整備事業については、平成２３年度に基本計画作成ほかを、２４年度に発注仕様書作成業務を行った上で、２５年度において工事請負業務の入札を行い、昨年９月に落札業者と平成２７年６月末までの工期による工事請負金額を締結したところでございます。

当該工事における平成２５年度の実施内容でございますが、本工事は発注者が施設の性能を規定する性能発注方式であることから、２５年度に受注者側が契約後に実施設計を行い、建築確認の申請作業を行っております。また、同時並行で施設建設予定地内の使用物件、物置等の除却工事を行うとともに、枠組みシステム等し尿処理のための機材の一部を別途、工場にて製作したところでございます。

今年度においては、５月上旬に事務所ができておりますが、一部残った支障物件を除却し、現地での土木工事、建物の建築工事に着手いたします。

並行して処理設備、計器類の工場製作を進め、しかるべき時期に現地に搬入、据えつけ工事を行います。

あわせて、電気、内装工事を行い、今年度末に外構工事以外の工事を終える予定としております。

最終年度の平成２７年度においては外構工事及び実際にし尿を一部搬入し、試運転、調整等を実施した後、６月末に施設工事を進行し、供用開始となる予定でございます。

なお、新設供用開始後も、その直前まで搬入したし尿処理のために旧施設を一定間、稼働する必要があることを申し添えます。

以上です。

その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(角田委員)

資料３の特定健診等ということで、夕張は言うまでもなくお年寄りが多いまちであります。その中で、一定程度かかりつけのお医者さんを持ちながら、血液検査や血圧の検査等は定期的に行われている方もかなりの割合でいらっ

しゃると、その中でデータをとるのはなかなか難しいかとは思いますが、実際室に、定期的に病院通われている方も含めて、いわゆる集団の検診という一律的な考え方で本来いいのかなというのが一つ課題にあるのです。

その中で、かかりつけのいない中で一定年度の年齢を超えている方でいうことで、もう少し作業を絞るという考え方はできないのだろうかという一つの方策として、実質的にどうなのということを調べる方策というのは何かないものか、その辺は今まで検討されたことがあるのかないのか、お伺いしたいです。

(市民課長)

まず、角田委員が前段でお話のあったかかりつけの部分、実際にお医者さんにかかった人が自分が医者にかかっているので特定健診はまず必要ないよという、健診をしないという理由の一つに挙げられている項目について、何とかそのデータも特定健診として活用できないかということについて市内の医療機関と昨年度からちょっと交渉を進めているところでございます。

それについてはまだ実現にいたっておりませんが、何とか実現に向けて今年度も継続した話を進めたいと思います。

後段の医者にもかかっていない、健診を受けていないという方の発掘でございますが、当然、その下、過去にかかっていない方の何人いるかとか、どれぐらいというのはちょっとデータでございますので、そういったところを選定して電話なり、訪問なりで受診勧奨を進めるという活動を昨年から、ことしもやりますが臨時の元看護師資格を持った職員を採用してことしも進めていきたいと考えています。

(角田委員)

取り組みとしては、考え方としてはそれに近いものがある、なかなかどう整備していいか難しい問題ではありますが、実質的には本当に一定年齢を超えた方については定期的に薬をもらう関係で血圧や血液検査を定期的にやられている方の割合の把握をまずすることが専決で、その次にこれら健診を受けた方々のデータが生きてくるのではないかと思いますので、何とかプライバシーの問題もあるのでしょうけれども、例えば医療機関との連携の中で夕張の一定程度の情報というのはつかんでいないと、本来は守ってあげられない人が出てくるのではないかと思いますので、そこら辺の制度、作業的には大変とは思いますが、やはり上げる工夫と本当にかかっていない方については健診を受けるということの理解を求めて、実質的に本当の意味合いで健康を守っていただけるような体制に向けて少しずつで構わないので工夫と理解をいただけるようお願いしたいと思います。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで市民課を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 平成 25 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」について
2. 市有地（南清水沢 3 丁目）の活用提案募集について
3. 夕張市土地開発公社の解散について

(大山委員長)

それでは、次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

それでは、まちづくり企画室より 3 点、報告を申し上げます。

まず 1 点目でございます。資料 1 をごらんください。

平成 25 年度「幸せの黄色いハンカチ基金」についてということでございまして、夕張まちづくり寄附条例について 25 年度分を取りまとめたものを添付しております。

概要を申し上げますと、昨年度 1 年間の寄附金の総額については、こちら 1 ページに記載のとおり 2,485 万 6,976 円となっております。基金の処分につきましては、一番下のほうに書かれておりますが 3,244 万 8,775 円を市の事業等々に活用させていただいたところでございます。

2 ページごらんください。こちら、2,4000 万円の金額に対しまして、寄附の総件数につきましては地域別集計のところに書かれておりますが 242 件という状況になっておるところでございます。

別途、活用状況については以下記載のとおりでございますが、今年度、新しく議会の議決をいただきまして夕張メロンを特産品として送る取り組みを初めさせていただいたところでございますが、速報値でございますが 5 月 30 日現在、総件数としましては 1,007 件、寄附金額の総額につきましては 2,219 万 7,950 円の寄附の状況となっているところでございます。

昨年度の比較におきましては、昨年度 2 カ月おおよそ 42 件、金額にしまして約 200 万円という寄附状況でございましたが、対昨年度との比較においては 10 倍以上の伸びという状況になっておりますので、今後ともこのような寄附の状況が継続するよう我々としても P R 等努めてまいりたいと考えている

ところでございます。

でございますが、昨年度の寄附の取り崩し金額を踏まえました昨年度末の残高につきましては13ページ記載のとおり1億4,640万7,056円という状況になっているところでございます。

資料1については以上でございます。

続きまして、資料2についてでございます、夕張市市有財産活用事業提案募集の概要についてでございます。

まず、内容に入る前に冒頭、こちら項目5に記載されているとおり募集期間が5月19日ということで、この議会報告を前後して我々の手続き上のミスによりまして報告がおくれたことにつきまして、まずはこの場をかりて謝罪したいと思います。大変、失礼いたしました。

こちら、概要につきましては、趣旨といたしましては民間活力による市有財産の有効活用を目的としまして、公募型のプロポーザルによって事業計画と業者を選定して、新しい都市拠点に位置づけられている清水沢地区の拠点整備を進めようとするものでございます。

活用については、地域性を生かした施設整備、運営などについて自由な形で柔軟性のある提案を広く求めようとするものでございます。

事業内容等につきましては、項目2番に記載のとおりでございます。

項目3番でございますが、事業敷地につきましては、夕張市の南清水沢3丁目27番地の1を今回の点線で囲まれた地区を活用提案の対象としているところでございます。

主な条件につきましては項目4番に記載のとおり、提案事業について1年以内の事業着手が可能なもの、かつ土地が1,000平米以上のものということで募集期間につきましては今月9日を期限としているところでございます。

6番について、スケジュール等につきましては、我々が想定する最短のスケジュールを書かせていただいているところでございますが、当然のことながら事業提案を踏まえて、我々が市有地の活用を適正と認められるものについて、まずはその地域の商店街ですとか、商工会議所、住民含めていろいろな影響が想定されるところでございますので、まず我々のほうで仮採択という形をとった上で、具体的な提案について地元、地域のほうにご説明をする機会を設けた上で合意形成をとりながらこちらのほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

資料2については以上でございます。

続きまして、資料3、夕張市土地開発公社の解散についてでございます。

こちらについては、以前も申し上げたとおり、今年度をもちまして土地開発公社の解散をする予定でございまして、項目6番に記載のとおり6月議会

において解散の議決をいただいた上で、北海道庁への解散申請及びその認可を6月を目途に進めているところでございます。

清算手続き等必要でございますので、正式清算終了を今年度の9月予定しているところでございまして、その結果等々につきましては10月以降の市議会に改めてご報告申し上げるスケジュール間で進めたいと思います。

なお、解散に当たって財務財産につきましては夕張市に引き継ぐという形になっておりますので、項目4番に記載のとおり現段階、これは昨年度末時点のものになりますが、合計で7億7,100万円程度の財産を市が引き継ぐ形となっております。

こちら、5月31日が最終の締めになっておりますので、この2カ月間の間、土地ですとか車庫の貸付料が順次、歳入として見込まれることから、現金の部分が若干の増額を予定しているところでございます。

資料3については以上でございます。

(大山委員長)

その他ございますか。

(まちづくり企画室長)

それでは、その他としましてこちら地域活性化モデルケースについてという資料をごらんいただきたいと思います。

こちらについては、先月5月30日、新聞報道等で夕張市が政府が企画する地域活性化モデルケースに選定された報道が行われたところでございますが、そちらの概要について簡単ではございますが報告申し上げます。

まず、このモデルケースの選定につきましては、1月に政府に設置された地域活性化の推進に関する関係閣僚会合、こちら官房長官を議長として新藤地域活性化担当大臣を副議長とするような形で全省庁の閣僚がメンバーとなって開催されている会議でございますが、その中で新たな活力ある地域づくりのためのビジョンを提供して、その具体化を図ろうと徹底されたところでございます。

これを受けまして、本年3月に超高齢化人口減少社会における持続可能な骨子、地域の形成というテーマと、もう一つ地域産業の成長、雇用の維持創出の二つのテーマについて、地域活性化モデルケースとして募集が行われたところでございます。

こちらの募集については、選定された結果として、政府のほうから政府の本署課長級がメンバーとなる政策対応チームの総合的なコンサルティングを受けられるというメリットですとか、税財政金融上の支援なども期待できるということを踏まえまして、本市としましてはテーマ、前段の超高齢化人口減少社会における持続可能な都市、地域の形成に関する提案を具体的に行っ

たところございまして、書類選考、ヒアリングを経て、去る 5 月 29 日、関係閣僚会議において正式にモデルケースとして選定されたところでございます。

項目 2 番でございますが、この提案に当たって具体的に本市として提案した内容につきましては、財政再建とともに現在取り組んでいる地域再生の柱でありますコンパクトシティの実現に向けたこれまでの取り組み、そして今後、我々が描くコンパクトシティの将来的なビジョンについてご説明したところございまして、あわせて地域活性化の切り札として位置づける C B M の地産地消により活用ということも絡めた提案をさせていただいたところでございます。

今後の取り組み方針としましては、まず政府のほうから今後、具体的にどのようなスケジュールで、どういう支援内容のことが進んでいくのかということについては現時点で情報ございませんので不明と言わざるを得ませんが、市の対応方針としましては、このモデルケースの実施を通して何とか今まで取り組んでいた本市の再生に向けた取り組みというものがさらに加速できるように全市を挙げて、当然、議会住民を含めた形で全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

資料 2 について伺います。

目的のところは民間活力による市有財産の有効に活用するため、公募型プロポーザルによりというのがありますが、この公募型プロポーザルというのをちょっとわかりやすく説明していただけますか。

(まちづくり企画室長)

熊谷委員のご質問にお答えします。

公募型プロポーザル、要は公募型ですよ、幅広く提案を募るという形で公募を募るのが公募型、プロポーザルは企画提案してもらって、審査を経て内容に応じて、通常、例えば売却とか金額で決まりますが、内容を総合的に管理して徹底するという方式にしてございます。

(熊谷委員)

企画提案をするということを応募者がしなくてはいけないのですよね。そして、この募集期間が 5 月 19 日から 6 月 9 日なのですが、この企画提案する

にはそれなりの調査や計画とか、それぞれそういう時間も必要ではないかというふうに思うのですが、この発表というのですか、募集期間の前に発表があると思うのですが、それはどの時点でだったのですか。

(まちづくり企画室長)

こちらについては、先ほど冒頭申し上げたとおり、議会報告を含め 5 月 19 日が世に出す初めての周知ということになっております。

(熊谷委員)

では、5 月 19 日に周知して、企画提案、そういうきちんと詰められたものが出てくるという、そういう積算というか、想定があるということですね。

(まちづくり企画室長)

当然のことながら、いろいろこれまで数年間、具体的には市有地についての活用提案というものは随時、我々のほうに相談に来たところでございまして、今回、具体的に計画がまとまって提案をしたいというところも企画になって今回の募集に至ったということです。

(熊谷委員)

何か今のお話を伺っていますと提案ありきというふうに聞こえてしまうところもあるのです。

提案ありきでも私はいいというふうに思うのですが、こういう機会があるのであれば、ほかの段階のそういったことをまたさらに別な角度からいい内容を起きてくるかもしれないわけで、もう少し期間を長くして、いろいろな団体がきちんと公募できると、そういう時間的な設定の仕方というのは必要でなかったのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがですか。

(まちづくり企画室長)

期間をいつまでとるかについては、確かにもう少し長くあったほうが可能性としては提案も具体的に想定されるところでございしますが、いろいろ我々、確かに配慮不足という点は当然、否めない部分ではありますが、今回はこの期間が適正と判断して、できればその具体的な提案内容を我々が精査した上で具体的な提案としての地域への説明という、時間をより多くとりたいということでこういうスケジュールになってしまったということです。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかに何かございますか。

(角田委員)

今の資料の 2 のことなのですけれども、この南清水沢 3 丁目地域の商業施設事業の展開、事業の展開ということで位置づけた、その中でプロポーザルを含めてこういう事業に取り組むという格好、これ自身も我々も含めて具体

的にこの基準についても平方メートル以上とか、1年以内に着手するだとか、いろいろと条件がついているのにもかかわらず、事前の説明や協議のないままにいわゆる公募してしまっているのですよね。

これは、ただ単に時期の問題だけではなくて、市民共有の財産をどう使うかという議論なくしてこのような形になったという事態は、私はちょっと残念なのです。

過去の通年の間にいろいろな形で可能性を求めていらっしゃる事業者ともお会いする機会は当然多いと思います。それはよくわかる、ただ、応募される方々も市の土地を使う以上は公の理解を得られた上でそこに出てこない、同じく事業するについても、後々嫌な思いをされたり、想定外のことが起こったりということで、やはりそれは事業者に対してもそれは十分な手だてでないということも想定できるのです。

ここに、今、基本的な提案がここの活字と図面の点線のというところにあるのですが、本来であればもうちょっと具体的に何を望んでいるのか、商業施設を望んでいるのか、福祉事業を望んでいるのか、そしてまち全体とのバランスとしてどういうことが必要だと考えていたのか、その構想が全く読めないのです。

そこら辺、事前には当然、協議をされているはずで、それで公募という格好をとったはずなので、そこら辺もうちょっと説明してもらえないだろうか。(まちづくり企画室長)

今、角田委員のご質問については、確かにこれまでここの地域については長寿命化計画なりで一定の商業施設ゾーンとして活用していくという大まかな方向性は示すつつも、具体的に中身を詰めた形での提案ですとか、そういったものは一切行われてこなかったというふうに考えております。

正直なところ、我々市のほうとしても具体的にここの地域を具体的にどういうものをここに必ず整備をしなければならないという、固まったような方針が現時点であるわけではございません。

ですので、やはりそこは民間の自由な提案ですとか、積極的な発想をどうしても協力を得つつ、我々としても徹底していききたいということで、その点についてはしかるべきやり方ですとか、手続き、当然、その委員おっしゃるとおりで我々の　　というのは今回のこういった質疑にあらわれてくるのかなと思いますので、そこを踏まえつつ今後、そういった活用提案が仮にあれば、そこを真摯に我々としては協議した上でしかるべき説明、それで先ほど委員おっしゃられた公の理解という部分は恐らく地域の理解ですとか、いろいろ地元商工会の理解ですとか、さまざま多方面の影響想定されるところでございますので、そこを丁寧に説明して理解が得られた際に、こちらの活

用の徹底というプロセスを踏めればと考えておりますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

(角田委員)

活性化が向けた取り組みというのは大いに結構なのです。その中で、例えば南清水沢商店街という、その商工会という組合があります。実質的にあります。その加盟されている方々の、まさに地元で商いを何十年もやられている方々、こういう方々も含めてまち全体をどうするのだという協議がなされて、そして解体後、市営住宅を解体後にはこういう商業地域にしたいという一つの提案があり、その中で具体的には今、出されているような内容に添っていくのでしょうかけれども、そのプロセスなくして住宅解体していなと思ったら商業地域だったという意味合いからすると、実際に長いこと商工会として取り組まれた方々の理解や地域そのものの理解も含めていうと、なかなか厳しいものがある提案だなというふうに言わざるを得ないのです。

これから、室長言われるとおりの、もろもろの説明はしてまいりますということにはありますが、募集期間として5月19日から6月9日という、いわゆる賞味でいうと20日程度、3週間もあるかなしの中で公募期間を設定しながら、ましてやこれだけ1,000平方以上の土地を利用する事業を展開する方々のみに該当しますよと、このやり方はなかなかずとんと落ちるものでない。そこら辺からするとかなり説明不足もさることながら、相手ありき、いわゆる該当者が何件かあられそうなので、その方々に都合のいい提案をしたとしかとれないという見方もできます。

そこら辺も含めて、やはりもう少し丁寧な説明をしていかないと、今のようないひとり歩きする想像の中の域に入ってしまう危険も多々あるので、ここはいま一度、きょうこの場で出たこの資料をつけ加えるということにはこの場ではないとは思いますが、やはりこの募集期間の締め切りもさることながら、今後どういう形で我々も含め、地元の方々も含め、どういう手だてを踏んでいくかということをきょうこの場所で方向性として明確にしてもらわないと、このままではちよつとずとんと落ちない状況になるのだけれども、その対応策として今、考えの中にありますか。

(まちづくり企画室長)

今、現に進んでいる公募手続きがありますので、まずは6月9日を一定の区切りとして、提案状況を踏まえさせていただきたいというような、まずあります。

その上で、スタッフの提案、具体的な内容によってもどういう内容が出てくるかというのは、今の時点では確定は当然しておらないわけですから、ここを踏まえまして改めて手続き等について、改めて例えばやり直すとかとい

うことも排除せずに、そこは考えさせていただきたいと思います。

(議長)

ちょっといいですか。

まず先に今、福祉課起点で公園に絡む部分もあるから、ちょっとまず後ほどもこれは児童遊園のこの一部改正条例の話も出てくるのでしょうけれども、例えばこれを含めて今回、この辺含めて児童遊園の部分の条例の一部改正も行うものであるというのだけれども、既にもう工事入っていますよね、南清水沢のほう、あの一带含めて。

そうしたら、この議会議決も何もあったものではないでしょう。一部条例も云々もしていかなければいけないわけですよね、まだ何も聞いていない話ですよ、議会として。私もこの間、現地を見てきましたけれども、既に工事入っていますよ、遊具も含めて取り壊していますよ。

そうしたら、これが一部改正につながる部分がなんていう、6月議会に出そうとしているのかもしれないけれども、これにも絡んでくる話ですよ、これ。

だから、今、角田委員なりからも出たとおり、総体的に今のこの話、ちょっと今回、これはまずいですよ。ましてや、この公園の部分では条例改正に伴う部分も出てきて、議会議決も何もされていない中で、もう既に工事が入ってしまっているという状況になると、これは申しわけないけれども議会でそのままうのみにはいそうですかということにはならないということは、これは言うまでもないです。その辺の説明をちょっとしてください。

(板垣生活福祉担当課長)

私から、児童遊園の関係についてご説明させていただきます。

後ほど ような部分についてはご説明させていただくのですが、この公募型プロポーザルの事業提案で3丁目27番地に児童遊園が ということで、今、フェンスをかけて、今実質、工事が始まっているところでございます。

私のもし認識不足であれば申しわけないのですが、当然、議会の議決事項なものですから、児童遊具につきましてはブランコだとか、もろもろの遊具につきましては最低限、議決後撤去ということでお話ししているところではあります。

ただ、いずれにしても今回の部分で報告が遅くなったということで、大変、申しわけなく思っているところでございます。

(総務課長)

ちょっとお時間いただいてよろしいですか。

(大山委員長)

答弁調整のため、休憩とります。

午後 2時48分 休憩

午後 2時59分 再開

(大山委員長)

それでは、会議を再開いたします。

(叶野理事)

なお、もうしばらく答弁調整時間を必要としますことから、あと15分程度、お時間いただきたいと思います。

(大山委員長)

それでは、3時15分まで休憩としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

それでは、3時15分まで休憩します。

午後 3時00分 休憩

午後 3時18分 再開

(大山委員長)

会議を再開いたします。

(まちづくり企画室長)

それでは、報告案件の2につきまして我々のほうから大変、いろいろご指摘いただいたことも踏まえて、まずはこの本件について我々の事前手続き等の対応の不備があったということでございますので、保証期間、補償のあり方等含め、まず本日はこちらを取り下げさせていただいた上で、別途しかるべき整備をした上で、次期常任委員会ですとか、その場で改めてご報告させていただきたいと思います。

(大山委員長)

ただいま工藤室長から再提案がございましたが、いかがでしょうか。

(熊谷委員)

要望なのですけれども、中学生の帰り道のバスの待ち合いということにも関係してくると思うのです。今、傘さして待っているしかないような状況というのもあります。

それで、以前、この地域は高齢者も、それからそういう中学生なども交流できるようなスペースにしたいという市の大まかな、そういう考え方もあったという部分です。

この方法だと相手にお任せというか、市のそういう考え方というのは反映されるのだろうかという不安もあります。そういうことも含めて、ぜひ市民

の納得できるような形で情報公開をしっかりとしてガラス張りでやっていただきたいというふうによろしくをお願いします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

(1) (3) も含めて、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これでまちづくり企画室を終了いたします。

【建設課】

1. 市道路線の変更等について
2. 工事契約について
3. 財産の取得について
4. その他

(大山委員長)

それでは、次に、建設課より報告を受けてまいります。

(鈴木理事)

先ほどのまちづくり企画室からの市有地の活用提案方針に伴いまして、建設課の資料、項目の 1 番、市道路線の変更等についてでございますが、こちらのも提案でございますので、こちらのほうも申しわけありませんけれども取り下げさせていただきたいと思います。

(大山委員長)

それでは 2 番から、細川課長。

(建設課長)

建設課のほうから、最初の市道路線の変更等については取り下げということで、今回、6 月の付議案件となっております 2 件、それとその他 1 件について担当課長のほうから説明させていただきます。

(熊谷担当課長)

それでは、建設課の 2 番目の工事契約についてであります。資料 2 でご説明させていただきます。

2 の工事契約につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定及び夕張市議会の議決に付すべき契約に関する条例により、議会の議決を得るも

のであります。

工事名は、平成 25 年災、普通河川プトマチャンベツ川河川災害復旧工事です。

工事につきましては、工事契約日から 90 日間であります。

この工事の仮契約額は、2 億 3,544 万円でございます。

続きまして、3 の財産の取得についてでございます。資料 3 でございます。

これにつきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び夕張市財産条例第 2 条にかかわる財産の所得手続きについて、議会の議決を得るものであります。

財産取得は、除雪ドーザー 13 トン級 1 台、この予算額、30 日に入札があったものですから、予算額にしておりますが、予定価格 2,936 万 8,440 円で、5 月 30 日の入札により 1,792 万 8,000 円で落札され、ただいま仮契約の準備を行っております。

続きまして、その他、資料 4 でご説明申し上げます。

市道夕張市街線、梅ヶ枝通線における転落事故についてご報告申し上げます。

発生日時につきましては、5 月 27 日火曜日、午前 9 時 8 分、夕張消防署より連絡がありました。

発生場所につきましては、夕張市本町 3 丁目、市道夕張市街線、梅ヶ枝通線と公園通線交差点付近で、旧商工会議所跡地横でございます。

事故の発生状況であります。地先に住んでいる女性の方が車を待っているときに転落防止柵に寄りかかり、その転落防止柵の片側が開き、高さ 2 メーター下に転落し腰を強打されております。緊急搬送により栗山日赤病院に入院しております。

けがの状況につきましては、骨盤第一腰椎の圧迫骨折で全治 1 カ月のけがを負われている状況でございます。

対応状況につきましては、今後、事故が発生した現場について防護柵の緊急点検を行い、市内全域の防護柵等についてもボルト及び状況確認を実施しております。

この事故の原因については現在、調査中でございます。

以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【保健福祉課】

1. 「夕張子ども・子育て支援事業計画」策定に係るアンケート調査の報告について（未就学児童・小学生の保護者）
2. 「夕張市児童遊園及び緑地等設置条例」の一部改正について
3. その他

（大山委員長）

それでは、次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

（生活福祉担当課長）

それでは、私より、まずは夕張市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の報告についてということでご報告させていただきます。

資料が、概要版 1 の 1、それと全体版ということで、ちょっと大冊でこれが全部で 68 ページほどになっております。

それから、きょうは資料 1 の 1 に基づいてご報告させていただきます。

このアンケート調査は、委員会等でもご報告させていただいたところでありますけれども、未就学児童及び小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施したところでございます。

調査対象が 25 年 10 月 1 日時点で住民基本台帳に登録されている、先ほどの属する世帯ということで、未就学児童 176、小学生児童 184 ということになっております。

調査方法につきましては、未就学児童が属する世帯は配付は郵送、回収につきましては郵送、または保育所を通じての回収ということ。小学生につきましても同様に配付は郵送、回収につきましては郵送、または小学校を通じての回収ということになっています。

調査期間につきましては、ことしの 1 月 27 日から 2 月 10 日までということでございます。

回収結果につきましてはごらんのとおりなのですが、未就学児童が属する世帯回収 81 ということで、回収率が 46%、同様に小学生児童の世帯、回収 87、47.3%、合計で 168 回収で 46.7%ということでございます。ちょっと回収率が半分を切ってしまったということでございます。

これにつきましては、未就学児童につきましては 11 ページのわたり全部で 27 の項目がございました。小学生児童も 6 ページもので 23 問という、一定程

度ボリュームがあったことも要因かなというふうには思っていますが、ちょっと半分を下回ったということの結果になってしまいました。

参考までに他市の状況、ちょっとホームページ等で見れるところを見てまいりまして、空知管内の同様の市におきましては砂川市が 46%程度、赤平市が 55%前後という数字が出ています、これは参考までに。

それから、この次のページに具体的に未就学児童調査報告ということで 2 ページをごらんいただきたいのですけれども、これにつきましては大きな四角で囲んでいとおおり、調査項目と結果について書いております。お子さんご家族の状況、保護者の就労状況、あるいは次の四角で幼稚園や保育所などの定期的な教育事業の利用状況、希望状況等々書いております。

3 ページの一番下に未就学児童の部分で大きな四角で家庭の子育て環境ということで書いています。ポツの下から二つ目なのですけれども、夕張市の子育て支援に期待することはということで、安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしいですかとか、安全な公園を整備してほしい、あるいは親子で安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい、子ども連れでも出掛けやすく楽しめる場所をふやしてほしい等々の意見が主だった意見として寄せられているところであります。

次に、4 ページに小学生の調査結果ということで、同様に家族と子どもの状況、保護者の就労状況、小学生ですから次の項は放課後の過ごし方、放課後児童クラブの利用状況等についてある程度の結果を載せております。

5 ページに先ほどと同様、ポツの一番下なのですけれども、夕張市の子育て支援に期待することについて、安心してかかれる医療機関ですとか、安全な公園の整備を望む声、それから子連れでも出掛けやすく楽しめる場所をふやしていただきたい、親子が安心して集える場所、イベントの機会がほしい、保育サービスを充実してほしいという声が寄せられたところであります。

このアンケート結果につきましては、子ども・子育て会議、先般この委員会で報告させていただいたところではありますけれども、委員の皆様と調整をしております、今月の下旬、今、6 月 26 日の木曜日に、こちらでほぼ調整が固まりましたので、その日に夜 18 時からの開催、2 時間程度になるかと思うのですけれども、その開催によってアンケート結果の報告ですとか、各委員の皆様からのご意見等を伺いまして、この計画策定に向けて進めてまいりたいというふう考えております。

私から、1 番については以上です。

続きまして、2 番目が夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正についてということでございますが、先ほどまちづくり企画室から報告がありましたとおり、南清水沢 3 丁目の市有地の活用計画事業については、取り下げと

いうか、今後、もう少し時間を、調査に時間を要するということでもありますので、児童遊園につきましてもこれと連動しているものでありますので、本日のところはこの項目についての報告は取り下げさせていただきたいと思えます。

私からは以上でございます。

(大山委員長)

その他はございますか。

(渋谷主幹)

その他の報告といたしまして1点ございます。

昨年10月、そして本年1月の行政常任委員会で報告をさせていただいておりますが、紅葉山地区における認知症対応型共同生活介護事業所についてでございますが、去る4月25日にグループホーム紅葉のさと、定員1ユニット9名が開設をされ、事業が開始をしたところでございます。

同グループホームにつきましては、道の介護基盤緊急整備等特別対策事業費の補助金を活用いたしまして、栗山町の株式会社クオーツが整備を進めていた。今回の指定日を含めまして市内のグループホームは4カ所、定員45名に充実をされたところでございます。

私からは以上でございます。

(大山委員長)

その他よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

(厚谷委員)

夕張市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケートの調査の報告についてということで、実は先ほど教育委員会のほうにも同じことをお尋ねしましたので、その点についてご回答をいただきたいと思います。

先ほど説明の中にもございましたとおり、アンケートの具体的な内容についてはこれから子ども・子育て会議も含めて検討されていくことになるかと思うのですが、まずその回収率の関係でございます。

空知のほかの都市においても40%から50%ぐらいということではありますが、夕張市においてのこの回収率についてのご感想、あるいは評価がございましたらお願いしたいと思うのですが。

(生活福祉担当課長)

厚谷委員のご質問にお答えいたします。

回収率の部分に関するご質問でございますが、全体で 46.7%ということで、50%、半分以上を切ってしまったということで、もう少し、最低 5 割は上回りなかったというのが状況としての正直なところでございます。

回収率が下回ったことにつきましては、先ほどちょっとお話をさせていただきましたとおり、それぞれ未就学については 11 ページもので 27 問の設問、小学生につきましては 6 ページもので 23 問の設問ということで、一定程度ボリュームがあった部分だったのが、結局、回収率が思うように伸びなかったところかなというふうには感じております。

(厚谷委員)

それぞれアンケートを市のほうで実施されるというのは、どちらかというところと協力していただける市民の方の対応というのがあると思うのですが、今回、市教委さんと担当でもある保健福祉課さんのほうにお尋ねした理由は、いわゆる市長の重要政策としてのアンケート調査であったと思うのです。

基本的には、これまで市長の議会答弁の中でも国の制度変更に伴って新たに計画を策定しなければならない、それとあわせてこれまで十分、議論をされていなかった子育てについて充実していくのだという経過があって、そして執行方針の中にも触れられているという状況だと思うのです。

なので、そういう背景を踏まえて、これは自己評価ということになると思いますが、十分、対応していただいたと判断できる状況についてはいかがでしょうか。

(生活福祉担当課長)

厚谷委員のご質問にお答えいたします。

回収率に対する評価ということだと思うのですが、こちらにつきましてはごらんのように調査期間が 1 月 27 日から 2 月 10 日までという部分で、限られた期間でありましたので、ここら辺はもう少し長くできたら違った部分の回収率も上がってきた部分がもしかしたらあるのかなと、可能性としてはそこは否定できないかなというふうには聞いております。

ただ、これらのアンケート調査ですとか、北海道にもいろいろ概要だとかちょっと報告の時期もあったものですから、こういう時期になってしまったということでございます。

以上でございます。

(厚谷委員)

わかりました。

今後、引き続きその計画策定に向けての動きが続けられることと思います

ので、今後、市長も議会の答弁にとどまらず、小中学校の卒業式であったり入学式、そういうところで来賓として挨拶されている場合、このこと触れてこられたのですね。そういう意味では、ここはしっかりやっていきたいという重要政策ということですから、そういう形で進んできたものでございますので、例えば先ほど答弁していただいたように調査期間が短かったかみしれないということはぜひ言わないで取り組んでいただきたいなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

(生活福祉担当課長)

厚谷委員のご指摘といたしますか、市長に対するあれなのですけれども、一応先ほどから確かにもう少し広げればよかったという部分は確かにあります。市長が重要政策ということで二本柱に掲げるという部分では、当然、力を入れていかなければいけない部分ですし、今まで聞けなかった声を聞くチャンスとして、このアンケート調査という部分がありましたので、そこの先ほどの調査期間だとか、もう少し配慮があってもよかったのかなというふうには思います。

ただ、今後、子育て会議の部分でも今まで計画をつくるに当たって、庁内の検討メンバーの中でやってきたものを外部の幼稚園の方、先生ですとか、あるいは今後、手を挙げていただいた方 3 名が入っているということで、本当に生の声を本来、会議の場で聞ければというふうに思っておりますので、そこら辺の会議の場においてもしっかりとやっていきたいというふうにも思っております。

以上です。

(大山委員長)

そのほか、何かございますでしょうか。

(熊谷委員)

今、子ども・子育て会議の話があったのですが、これは公開ということで傍聴はできるのでしょうか。

(生活福祉担当課長)

公開できます。

(熊谷委員)

わかりました。

今のアンケート結果の大きいところを見ますと医療機関は 7 割、それから安全な公園とか、親子で集まれる安全な場所というのが 5 割から 4 割が一番大きく占めているのかなというふうに思うのですが、こういう要望というのは財政再生団体だからできないというふうに多くの市民は思っているふうに思うのですが、担当課としてはどのようなお考えですか。

(生活福祉担当課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

当然、再生団体ということで制約は夕張はあるわけですがけれども、先ほども申しましたけれども市長が4本柱の子育て環境の充実ということでございましたので、そこら辺は当然、財政状況はあるのですけれども、当然、事業の優先度だとか勘案して、より実のなるものに工夫しながらそこはやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(大山委員長)

そのほかございますか。

(角田委員)

ただいまの調査結果については、私も教育課のときにも発言をさせていただきました。

それで、40数%の回答の中でこれを基礎のデータにしようとする事自体がどうなのかなと。実際は子どもの環境やら親の環境やら調べたいといっていることに対して、積極的な方々のご意見だけで大丈夫かという心配があるのです。

むしろ、学校や行政や仕事の環境においても余り関心が持たない方々の子どもに対してもっと確認作業や、そこにもう少し配慮すべき状況ではないのかと。

だから、ここにある数字をもとにではと振り回されていたのでは、本来、あるべき姿でない方向に向かう可能性もあるということも踏まえると、やはりもっと回収率なり、多くの方々のご意見であるというところまで調査をすべきでなかったのかなと。これは、積極的にやられて回答してくれている方々の思いであって、本当は半分の親御さんも含めていうと、これに回答もしていないということのその危うさにもっと目を向けるべきでないだろうか。

そこら辺、福祉課は特にその辺の考えはあるのかないか、あくまでもこれが基礎ベースですからということで、データとしての信頼も含めてこれをもとに今後やろうとするのか、その辺の考えはいかがでしょうか。

(叶野理事)

角田委員のおっしゃっていることはごもっともで、半数以上が返ってきていないということの認識はしております。

ただ、この回答していただいたデータを使わないということは、またこれはおかしい話なので、これをたたきとして今月末から開催していく会議の中で、少しでもその辺の声が拾えるのであれば拾っていきたいというふうに思っていますので、会議を埋める中でそういうことが出てくることを期待をした

いと思っております。

(角田委員)

叶野理事の言われるとおりでありまして、このデータのいわゆる評価の仕方だと思うのです。だから、その裏と表も含めて協議をしていただいた中で実態により添った形で支援、本来の意味合いでの支援をしていくという発想を持って協議会のほうに取り組んでいただきたい、これは要望いたします。

(大山委員長)

その他、何かございますか。

(議長)

それぞれこの集計が出てきて、この調査結果を元に皆さんからいろいろ今、ご意見が出ていますのですけれども、その中で先ほどの教育委員会の部分、そして今の福祉課からもそれぞれ報告があって、小学生、未就学児童、そして中学生とそれぞれのパターンで調査をされて、こういう結果が出たと。

その中で、全てにおいて先ほど熊谷さんからも出ておりましたけれども安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしいと、これが大多数を占めているのです。実に 70%以上占めてる状況で、これは全ての中学生、小学生、未就学児童含めてそれぞれ上位なのです。

それで今、課長のほうから報告があったとおり、今月の 26 日子育て会議が公開してやるというのですけれども、一つだけちょっと聞かせていただきたいのですが、ではこれに向けて、この医療機関にかかる体制を整備してほしいと、この一つの問題にとっても今、どういうふうな状況で答えられるのでしょうか、ちょっと教えてほしいです。

(及川課長)

今、具体的には小児科の問題というふうに認識をしております。現在、小児科については五つの医療機関のうち、小児科を統合している医療機関というのは三つございます。さらに、歯科医については 6 カ所のうち 4 カ所が小児歯科を標榜していると、そういう状況であります。地区的にもバランスとれていて、決して小児科が市内で受診できないという状況ではございません。

ただ、この案件というのは、具体的にはそれよりさらに安心してというのは感覚的なものもあろうかと思うのですが、専門医の確保、その部分につながるのかなと思っております。

それについては、今後、新しい診療所と指定管理者を公募する中でどういう医療等ができるのか、そういうものも総合的に検討させていただきながらと思っております。

やはり、医療体制というのは、なかなかデリケートな問題も多くあって、十分議論を重ねながら、将来に向けた体制をとらなければならないものだ

思っておりますので、その辺については協議の中でも鋭意話し合いをさせていただきたいと思います。

(議長)

今、言われたとおり、受診できないわけではない、それはもう十分、我々もわかっています、医師会を含めて歯医者も市内に数カ所、まんべんなく地域性を持って、そういう状況も含めて考えると、というよりも多くの市民の皆さんのこの部分の、これは今日までの特に財政破綻以降、夕張市におけるさまざまな診療所の問題もありました、そういった部分の大きないろいろなトラブル、問題もあった中で、そういう部分の不安要素が全てこういったところに集約されている部分につながってきているのではないのかなというふうに思うのです。

加えて先般まで、今後の市立診療所の問題についていろいろと論議を交わしてきた中で、なかなかその方向性が具体化されずに今日までずっときたわけですから、その辺はやはり市民の大方が見てきた中で、多分こういうふうな今後の医療機関にかかる体制の部分に心配されている部分もあるのかなというふうに思うのです。

それで、せっかく子育て会議云々やっていかれるということで、まして医療の部分については今後の部分で、この間、3月議会でもある一定の方向性も出されているわけですから、少なくとも、ちょっとこれ理事も関係してきますけれども、特別委員会、今、設置しているわけですから、もう少しこの特別委員会、医療対策協議会の部分についてはもう少し活用したらどうですか。

例えば、こういう問題一つとっても結局は特に、医療機関にかかる体制整備というふうに、大地で全ての世界で出ているのであれば、この辺はもう少し議会と共通認識持った形で課題整備していくというのも必要になってくるのではないですか、どうでしょうか。

(叶野理事)

多分、これはアンケートに答えてくれた方がどういう意味合いで丸をつけたかということまでは、この結果ではわかり知れない、本当はそれぞれ聞いて歩けばいいのでしょうけれども、どういうものを望んでいるかというのは丸で選ぶ形になっている。それにしても7割5分ぐらいの方がそういうのを求めているということでもありますので、これをどう反映していくか、計画に盛り込んでいくかというのは非常に難しいことだと思います。

今、議長がおっしゃった今後の診療所のあり方、しいては夕張の医療のあり方にも影響してくるのかなと思いますので、会議の中である程度の計画、形に望むものというものができつつある、こういうことを目指してこの計画をつくるのだということの中に多分、医療というのは大きくウエートを占め

てくるのだらうと思いますので、そこはちょっと改めてどういう医療対策、医療計画の中で報告等をしていけばいいのか含めてご相談をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

(議長)

これは今日までのある程度の今後の医療体制の問題については、つい先般まで議会でいろいろな議論をしてきた、非常に長期にわたってやってきたわけです。

一定程度の市としての見解を出されたばかりなのですけれども、引き続きそうは言っても以前から私も言ってきた、これはいろいろな部分で医療連携進めていく中で市内医師会の皆さんとの連携は欠かせませんよということを言っているわけです。

では、やはりこの部分も特に今後、こういった方向性を出したからそれでいいということではなくて、まして今回のこのようなアンケート結果の全ての世代の にきているのであれば、こういうものもきちんと医師会なりに伝えていくというのも一つだと思います。

もちろん、やっていただいている部分はわかるのです。ただし、その一方、実際のところアンケート調査をとった段階ではこういうのに出ているのも現実だという状況も踏まえて、それも含めて意見交換の場というものも、いろいろな議論のテーマがあると思うのです。やはり、それと合わせていくと当然、医師会と我々議会とも含めて共通認識をしていかなければいけないという意味では、今後、そういう状況であるべき形の中で議論していけばいいのかなと、その中で議会もせっかく特別委員会設置しているわけですから、そういう部分を大いに利用されてはどうかという部分で言わせていただいたので、そこは必要に応じて判断してかけていただければと思いますのでよろしくお願いします。

(熊谷委員)

今、いろいろな話が出てきましたけれども、先ほども言いましたけれども安全な公園とか、親子で集まれる場所がほしいというのが半数以上の方たちが思っているわけですね。

そういうのもどこにつくるのかというのも大きなまちづくりの目玉だというふうに思うのです。

それで、まちづくりマスタープランを考えたときに、病院、学校、コミュニティスペース、こういったまちの声の部分を清水沢地域に集めるのだと、そういう市の構想があったのです。

そのことから、そしてこの庁舎の耐震化工事の話もこの間あって、耐震

工事に相当な費用がかかって建てたほうが安いのではというような話もありました。そうすると、また庁舎も、または移転するのかなということも多くの方が思っていると思うのです。

そういうことを総合的に考えて、やはり市が方針を示さないと先ほどのように違う課ですけれども、ああいう本当にコアな部分の一等地の部分も商業施設として丸投げというのですか、プロポーザルで募集するということによって本当にいいのかということも含めて、ぜひいい知恵を出して本当に市民が安心できるまちをつくっていただきたいなというふうに強く思います。いかがでしょうか。要望ということで。

(大山委員長)

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【財政課】

1. 財政再生計画 6 月変更について
2. 6 月補正予算について（補正予算調書）
3. 「国、北海道及び夕張市の三者協議」について
4. 平成 25 年度全会計決算見込みについて
5. 夕張市固定資産評価審査委員会委員の選任について
6. その他

(大山委員長)

それでは、次に財務課より報告を受けてまいります。

この場合、報告の 1 と 2 を先に報告を受けて、質疑を行いたいと思います。

(財務課長)

今、委員長お話ありましたように、本日は 5 件、報告をしてまいりたいと思いますが、1 番目の計画変更と 2 番目の補正予算、これにつきましては関連がございますので、この 1、2 の報告をした時点で質疑をしていただいて、その後、3、4、5 というふうに進行させていただきます。

よろしくお願いいたします。

それではまず、1 番目の財政再生計画の 6 月変更についてでございます。

いつものとおり事業の内容を簡単にご説明したいと思います。

まず、今回の変更につきましては、3 月の変更以降に生じた新たな課題に対応する事項でございます。

計画変更後の収支増減額でございますけれども、約 1 億 1,000 万円となります。

次に、財源でございますが、国道支出金などの特定財源を活用しまして、一般財源につきましては財政調整基金からの繰入金により対応します。

したがって、再生計画期間の変更はないものでございます。

それでは、歳出関係 1 番から事業の内容をご説明申し上げます。

幸せの黄色いハンカチ基金積立でございますが、4 月に特定団体への助成を指定された寄附を基金へ積み立てるものでございます。

2 番目の幸せの黄色いハンカチ基金の助成でございますが、特定団体及び事業に対する寄附金につきまして、該当があったことから助成金の申請があったことから、これを助成するものでございます。

次に 3 番でございます、コミュニティ助成事業助成金補助事業でございます。これは、宝くじの社会貢献広報事業の一環としまして実施しているもので、コミュニティ助成事業助成金を活用しまして、今回につきましては夕張太鼓保存会りゅうかに助成を行うものでございます。

4 番目、企業誘致事業でございます。企業誘致活動及び C B M 開発推進関連企業の積極的な誘致を展開するために産炭地域 基金を活用し、所用の経費を計上するというものでございます。

5 番目、研修旅費につきましては、南空知ふるさと市町村圏組合補助金を活用しまして、若手職員等を中心とします研修旅費を増額計上するものでございます。

6 番目、民間賃貸住宅建設促進事業でございます。この内容につきましては、南清水沢 2 丁目の民間賃貸住宅建設 地につきまして、給水管の老朽化や排水溝の機能低下が見られることから、整備にかかる所用の経費を計上するものでございます。

次、7 番目、マイナンバー制度対応システム改修でございます。住基システムの具体的改修内容が判明したことから、今後の導入スケジュールによりシステム 必要となることから、所用の経費を計上するものでございます。

また、今回、国庫補助金の補助率が示されたことから、あわせて当初の一般財源で計上しておりましたものを調整、減額するという内容も入っております。

8 番目、アドバイザー招聘事業でございますが、総務省の事業アドバイザー制度を活用しまして地域独自の魅力や 向上させ、地域の課題解決を図ることを目指すための必要な経費を計上するものでございます。

次に、9 番目でございます。高松ズリ山対策事業であります。昨年度、ズリ山丈夫の土砂移動等の対策を実施し、ズリ山の安定勾配を確保したところで

ございますが、本年 4 月に融雪の状況を確認したところ、ズリ山最奥部の池からの浸透水を原因とする湧水の影響によりまして、ズリ山の一部の崩壊並びに土砂の流出が発生していることが判明したものであります。

このまま現状を放置しますと、復旧工事を行った護岸、保安林内へ下流側に土砂の流出が及ぶ恐れがあるため、早急に土砂の除去及び排水設備等の対策を実施するものでございます。

次に、10 番でございます。生活保護システム改修、これにつきましては平成 25 年 12 月に生活保護法が改正されたことに伴いまして、保護受給者の安定就職の機会を得たことにより、保護廃止に至ったときに支給する制度しまして就労自立給付金を創設したため、生活保護システム改修経費についても開始するための経費を計上したというものでございます。

次、11 番でございます。社会福祉協議会事業費補助。社会福祉協議会の協定書に基づきまして人件費を補助しているところでございますが、今回の変更につきましては、市職員の給与体系に伴う増額分を追加補助するというものでございます。

12 番目、障害者福祉システム改修です。障害者総合支援法改正に伴い創設された障害事業所支援にかかる措置にかかる事務を円滑に進めるため、システムの改修を行うというものでございます。

次に、13 番目、保育士等処遇改善臨時特例事業でございます。これは、昨年同様、今年度におきましても国の児童福祉施設施策の一環としまして、保育士等処遇改善臨時特例事業に基づきまして、保育士等の処遇改善に要する経費を保育協会に寄附するというものです。

14 番、中学校生徒通学費給付事業でございます。平成 26 年 4 月からバス料金の値上げに伴いまして、通学定期代につきまして通学経費を内容でございます。

15 番、外国語指導充実事業でございますが、現在も外国語指導助手が 7 月末で任期満了となり、帰国することとなったため、新規に指導助手を委嘱するための旅費、滞在費など、所用の経費を計上するものでございます。

次に、16 番目でございますが、平和運動公園トラクター部品整備でございます。平和運動公園のメンテナンスを行うために使用するトラクターの部品でありますブラシが故障したため、交換を行うという経費でございます。

17 番目、臨時職員雇用でございますが、消防本部におきまして長期療養職員 1 名及び消防署員 1 名の復帰見通しが立たないことから、当面の間、臨時職 1 名を雇用するという内容でございます。

18 番目、新規採用職員養成でございますが、これは消防職員 1 名が 3 月 31 日で自己退職したことから、7 月 1 日付で採用予定の職員につきまして消防学

校入校にかかる所用の経費を計上するという内容でございます。

19 番、診療所事業会計操出金でございますが、市立診療所に設置されております非常用発電機 1 機の更新と夕張市耐震改修促進計画に基づきます耐震診断実施に係る経費を診療所事業会計へ繰り出すものでございます。

最後になります、財政再生計画調整基金積立金でございます。内容につきましては、過疎債、ハード及びソフトの新規に発行することに伴いまして、今年度の元利償還金にかかる一般財源負担分について積み立てを行い、財源確保を行うというものでございます。

以上が、歳出でございます。

次に、歳入でございますが記載のとおり歳出経費に関連する国道支出金や地方債などの特定財源を追加し、措置しようとするものでございます。

金額につきましては、1 億 961 万 1,000 円と歳出と同額となっております。

次に、診療所事業会計でございますが、先ほど操出金のところご説明申し上げました発電機の更新と耐震診断による経費を計上するという内容でございます。

財源につきましては、全額、一般会計からの繰入金で措置するという内容でございます。

次に、資料 1 の 2 につきましては、前回の 3 月変更後の企画でございます。ちょっと細かくて見づらいようですが、参照願いたいと思います。

また、いつも申し上げていることでございますが、現時点におきまして変更におきまして国及び道と協議中でございます。したがって、今後、内容の変更生じることがある場合を申し添えておきたいと思います。

以上、資料 1 の説明を終わらせていただきます。

次、資料 2 をごらんください。補正予算調書でございます。1 枚めくっていただきます、1 ページでございます。

一般会計の款別総括でございますが、総額 1 億 961 万 1,000 円で、財源の内訳は国道支出金が 1,230 万 6,000 円で、うち国庫支出金が 913 万 9,000 円、道支出金が 317 万 4,000 円であります。

地方債につきましては 2,250 万円、その他は寄附金が 61 万円で基金繰入金 が 319 万円、諸収入が 1,400 万円でございます。

一般財源につきましては 5,700 万 5,000 円でございますが、これは財政調整基金繰入金で調整をするということでございます。

次に 2 ページ以降でございます。事業内容につきましては、先ほど資料 1 でご説明申し上げたとおりでございます。

それで、特定財源につきましては、適用に全部記載をしております。ご参照いただきたいと思います。

次に、診療所事業会計ですけれども、5 ページです。一番最後のページになりますが、診療所事業会計におきましても、先ほどご説明申し上げたとおり、診療所の発電機と耐震診断の経費ということでございます。財源は、一般会計繰入金ということでございます。

診療所事業会計の予算総額でございますが、補正前が 1 億 2,677 万 8,000 円、今回の補正額が 2,546 万 4,000 円、補正後が してまいりまして 1 億 5,224 万 2,000 円ということになっております。

以上で、資料 1、資料 2 についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これよりこれまでの報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

(高間委員)

歳出のほうの 17 番なのですけれども、臨時職員雇用ということで消防費ありますよね、長期療養ということで 1 名臨時の方を採用するということで、これは消防職というのは一応、私たちは専門職というふうに理解しているのですけれども、これが臨時的などういう方を採用される提示されていませんけれども、これは臨時の形で雇用することでその運営というのは賄われていけるものなのかということでお聞きいたします。

(総務課長)

専門職というお話、今、高間委員のほうからあったのですが、結論から申し上げますと、これは事務職での臨時職員採用ということであります。消防本部には当然、経理を扱っておりますし、一般的な事務が発生しております。それを消防職員の中で今、長期療養の部分で復帰のめどが立たないということで、その事務分がどうしても手薄になるということでございますので、一般の事務に充てる臨時職員をこれをもって雇用したいということでございます。

(熊谷委員)

診療所事業会計で伺います。耐震改修促進事業の 724 万 8,000 円ですか、これはこの耐震改修のどの部分に当たるのか教えてください。

(及川課長)

お答えいたします。

この金額につきましては、耐震改修促進計画、市の計画に基づいて建物の耐震強度を測定するものです。

ですから、建物の機能、そして現在の状況、それをつまびらかにする一番頭の走りの事業でございます。

(大山委員長)

ほかにございますか。よろしいですか。

(厚谷委員)

聞き漏れなどがあつたら大変、申しわけないのですけれども、財政再生計画の変更予定事項、それから委託費、それから工事請負費の補正予算も出ておりますので、確認したいと思うのですが、民家賃貸住宅の関係の売却予定地、これはどちらのほうになるのでしょうか。

(まちづくり企画室長)

ちょっと具体的な地名までは今すぐ出ませんが、南清水沢地区を予定しております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここまでの報告に対する質疑をこれで終了したいと思います。

関係課長等については、ここで退席をいたします。

それでは、続いて報告を受けてまいります。

(税務課長)

それでは、資料3についてご報告申し上げます。

国、北海道及び夕張市の三者協議の本年度の開催についてでございます。

初めに、第2回目となりました昨年度の三者協議の開催経過につきまして、振り返り確認をさせていただきたいと思います。

開催日につきましては、昨年8月8日、9日の2日間でございます。夕張市において開催したところございまして、国から総務省、自治財政局、財務調査課長外3名、北海道からは総合政策部地域行政局長外5名、本市は理事外税務課長が出席をし、実務者レベルの三者協議を行ったところございました。

1日目につきましては、本市の現状を国、北海道の実務担当者より理解していただくために、CBM開発有力区域など、市内各所の視察を行いまして終了後、市役所におきまして国、道、市議会及び市の四者面談を行ったところでございます。

2日目につきましては、夕張市が目指すコンパクトシティ構想を実現するために、特に優先して取り組むべきと考える重点課題、18項目について協議を

行い、その後、市長と国の北海道の担当者との懇談が行われたところでございます。

また、具体的な協議を行った 18 項目のうち、6 項目について再生計画の変更に向けて作業を取り進める方向性が確認されたところでございます。

以上が、昨年開催された三者協議の主な内容でございます。

さて、次に、今年度の三者協議についてでございますが、現在、開催に向けて庁内におき懸案事項などの取りまとめの作業を行っているところでございますが、現時点でお話できる範囲でのご報告をさせていただきたいと思っておりますのでご了承いただきたいと思います。

まず、開催日についてでございますが、8 月上旬から中旬を予定してございます。

次に、
でございましてけれども今後、国、北海道との事前打ち合わせの中で協議していくこととなりますけれども、財政再生計画の
などの予定をしております。

住宅再編事業、第 2 期工事などのコンパクトシティの構想に不可欠な事業、これを実施するため、現行の財政再生計画の見直しが必要となるところであります。

また、これまで着実に計画を推進し、実施してきました、そして 4 年間、着実に進めてきましたが、この間、法律及び制度の改正とかによりまして、当初、計画と決算との額が大きく乖離しているという費目があることから、極力、現実に近づけた計画とするために経費の
必要となるというふうに考えております。

このようなことから、具体的に 4 月から懸案事項の今後の対応方針などの内容につきまして講習を行っており、事業の方向性、事業性、事業費及び財源措置など、より事業に必要性、緊急性を明確にするために事務作業を行っているところでございます。

これら、本市が取り組む地域再生のための事業の三者協議の場でしっかりと伝え、三者共通の認識のもと、今後、地域再生に必要な事業の実施に向けた計画の見直しにつきまして具体的協議を行ってまいりたいと考えております。

最後に懸案事項の整理につきましては、当然ながら市民の皆様、議会などからよくご要望をお聞きしながら検討させていただき、事務作業を今後もしっかり進めていきたいというふうに考えております。

よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、資料 4 にまいります。25 年度の決算見込み額についてでございますが、先週の金曜日、5 月 30 日をもって 25 年度の全会計を閉じました。それ

で、決算見込み額を報告したいと思います。

資料 4 でございますけれども、会計ごとの歳入歳出、実質収支額につきましては表の記載のとおりでございます。

一般会計につきましては、財政再生計画において収支均衡を見込んでおりましたところ、約 6 億 5,369 万 6,000 円の黒字となる見通しでございます。

なお、翌年度繰越額 2 万 8,000 円を差し引いた実質収支額は約 6 億 5,366 万 8,000 円の見込みでございます。

要因の詳細でございますが、今後の決算統計での分別作業というのがあります。それで今、大まかでございますが捉えているところがございしますので、申し上げたいと思います。

まず、収入増の主な内容としましては、普通交付税が約 3 億 7,900 万円、それから特別交付税が約 2,500 万円、これで約 4 億円ということでございます。

一方、歳出の執行残の主な内容でございますが、扶助費が約 1 億 1,200 万円、後期高齢者医療給付費負担金が約 3,300 万円、民間賃貸住宅建設費補助金は 1,600 万円という大きな執行残というのがこれらでございます。

なお、この黒字額につきましては、全額平成 26 年度へ繰り越しまして、当該年度の予算状況や新たに生じた諸課題に勘案しつつ、国や道と協議を重ねまして今後、対応していきたいというふうに思っております。

資料 4 につきましては、以上でございます。

(大山委員長)

会議時間は、午後 4 時半までとなっておりますが、議事の都合により、これを延長したいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

(財務課長)

4 項目までご報告申し上げましたので、最後に 5 項目め夕張市固定資産評価審査委員会委員の選任について、この案件につきまして担当主幹より報告申し上げます。

(大島主幹)

税務担当より、5 番目の夕張市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。資料 5 をお開き願います。

固定資産評価審査委員会は、地方税法第 423 条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため設置するものであり、委員の任期は 3 年であります。

現委員であります、佐藤勝さん、西田洋二さん、下田正人さんの任期が平成 26 年 7 月 16 日をもって満了となることから、引き続き三氏の再任につきまして 6 月議会に提案を予定しております。

以上、ご報告いたします。

その他はございません。

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

【総務課】

1. 「高校生夕張キャンプ」2014 について

2. その他

(大山委員長)

それでは、次に総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課からは1点、報告事項がございます。

担当主幹よりご説明しますので、よろしくお願いいたします。

(総務課主幹)

私からは、東京都と夕張市とが連携事業としてやっております、高校生夕張キャンプについてご報告申し上げます。

本事業は、おととしから実施しているものでございまして、今年度の特徴は2期に高校野球を追加したことでございます。

詳細をご説明いたします。

まず1期でございます。1期の内容は、夕張メロンと農作物の流通体験と現地交流活動でございまして、日程は平成26年7月22日火曜日から25日金曜日となります。

具体的には、内容・形式のところに行きますが、東京都の高校生が夕張メロンの流通等を夕張市内で体験するというものでございます。

次に、2期です。2期は、高校男子野球と高校男子サッカーの二つに分かれております。野球のほうは、平成26年8月2日土曜日から8月5日火曜日まででありまして、市内開催のメロンリーグに都内の高校生が参加するというものでございます。

一方、サッカーのほうですが、平成26年8月8日金曜日から、平成26年8月12日の火曜日まででございまして、同じく市内開催のペナルティーカップ・アンダー16 in 夕張に都内の高校生が参加するというものでございます。

最後に、3期でございます。3期は、高校女子サッカーと高校相撲、夕張場

所の二つに分かれております。いずれも、平成 26 年 8 月 15 日金曜日から 18 日月曜日までに実施いたします。

女子サッカーのほうは、女子サッカーチームによるリーグ戦のほかに、夕張市内の児童生徒と東京都の女子サッカーチームとの交流を、また相撲は北海道と東京都の高校相撲部選手等による合同稽古、試合、交流と夕張市北海道の児童生徒との交流を予定しております。

以上でございます。

(大山委員長)

その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(角田委員)

それでは、高校生のキャンプということでお伺いします。

それぞれ日程が 3 期に分かれている内容もこういうことかということなのですが、参加人員等、規模等についての表記がないのですが、その辺の想定、確定でなくていいのですが、どのぐらいの人数が来られるのかという。

また、ほかのリーグに参加するのであれば、その大会規模はどの程度の大会の規模に参加されることになるのか、この辺はどうでしょうか。

(松永主幹)

まず、人員のほうでございますが、現時点では昨年度と同程度の人員を予定してございます。

規模のほうでございますが、ペナルティーカップのサッカーのほうにつきましては、昨年と同様の同じ大会のほうで参加するというものでございまして、メロンリーグのほうも含めまして現在、参加校については未定ということでございますので、現時点ではちょっとわかりませんということになります。

(角田委員)

東京から何人ぐらい来られるのですか。それによつては迎え方もあるということ。

(鈴木理事)

今、実行委員会のほうで検討中でございますが、想定としましては大体、1 期のほうは 6 校来るので、想定なので、それぞれ かけるのですが 6 校です。のほうが規模としましては東京から 20 名来る予定でございます

けれども、これは今、メロンリーグという大会を例年夕張でやっていただいているのですけれども、道内の高校が何校参加するかということまだわかりません。

例えば五、六校とか、七、八校とか申し込み状況によると思います。それぞれ 20 名程度は新しい新チームになりますのでいらっしゃると思います。

それから、高校の男子サッカーのほうは、こちらのほうは 2 校になっております。東京からそれぞれ 20 名ずつ、2 校ぐらい来る予定でございます。大会規模のほうも、これも大体五、六チームぐらいで と思います。

それから、高校女子サッカーのほうは東京から同じく 2 校、20 名ずつ来るというような規模でございます。大会のほうは、また昨年度と同じ予定ということで、それから相撲のほうは 1 校、 ところから五、六名ぐらい来るというような予定となっております。

ということで、いらっしゃる、夕張市以外の高校生もいっぱい来るのですけれども、大体、今までの すると 1 年間、その年度で大体 400 名ぐらいの高校生が、東京に限らずいらっしゃってみんなですけれども、スポーツをするという大会になりますので、またイベントというか、大会セレモニー等々、 ぜひ市民の皆さん、また議会の皆さんにご相談したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(議長)

最後にことし講師とか、そういった方は来る予定はある、ない。毎年、何か来ているのですよね。それは、ことしは予定があるのかないのか。

(鈴木理事)

講師というのはオリンピックとか、そういう……

(議長)

講師というか、過去においては例えば川口 J リーグのチェアマンだとか、瀬古選手、横綱審議会の内館さんだとか……

(鈴木理事)

ことしは今のところ、予定にはないのですけれども、この間やはり実行委員会のほうで去年、金メダリストの阿部さんのスピーチが非常にやはりよかったよと、阿部さんというのはスキーの阿部さんのほうに講演いただいたのですけれども、それが非常に好評だったもので、ぜひことしも呼んでほしいという意見がありましたので、これから少し していきたいと思っております。

(議長)

過去においては、私もちょっと参加させてもらっている経緯があるのですけれども、ちょうどこれは第 2 期、第 3 期入りますとお盆の時期に差し掛かるのです。

せっかく、それ相応の方が来られても人集めに物すごく今まで大変だったという経緯があったものですから、近くなってすごく地域に求められたりとか、いわゆる動員ですよ、そういった部分があったものですから、今回もそういう派遣のみたいなものがあるのであれば、事前にやはり察知しながら、少し早く動いていったほうが使えるのではないのかなと思います。

(松永主幹)

今、お話いただきましたことにつきましては、十分踏まえて、私どものほうでもそういったご協力のほどよろしくお願いいたします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
